

特定生産緑地の指定について

1 概要

区内の生産緑地地区については、区北西部地域における貴重なみどりとオープンスペースの機能、役割を果たしていることから、区は生産緑地法に基づく生産緑地地区に指定し継続的な保全に努めてきた。

この度、本指定から30年の期限が到来する生産緑地地区について、その保全に向け期限を10年間延長する特定生産緑地の指定を行ったので報告する。

2 経過

生産緑地法第10条の2第3項に基づき、特定生産緑地指定申請書兼農地等利害関係人同意書を受理した農地について、都市計画審議会の意見聴取を経て令和4年10月に同法第10条の2第4項に基づく特定生産緑地の指定及び公示を行い、合わせて利害関係人へ通知した。

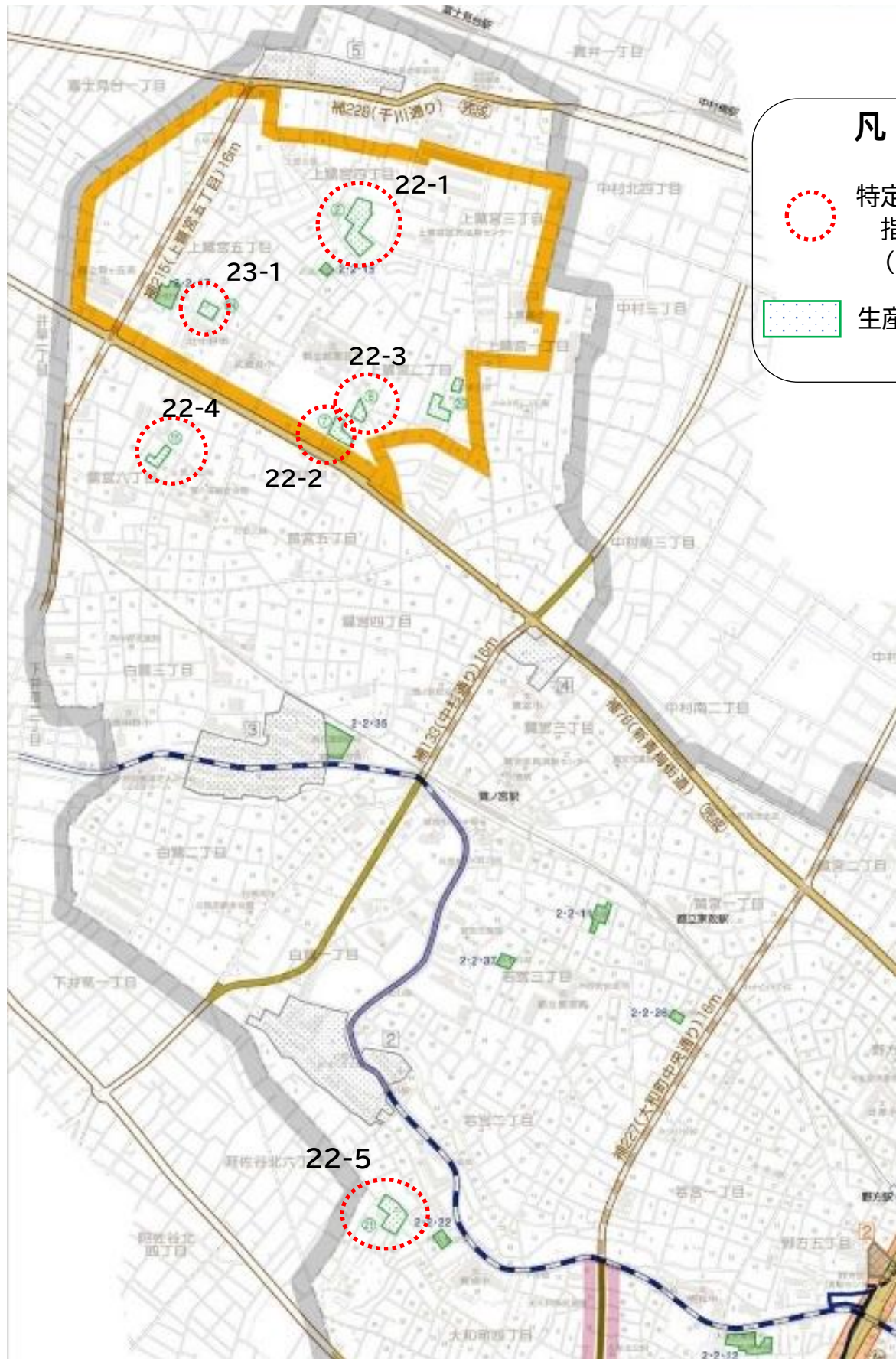
3 今回指定した特定生産緑地

番号	地区名	対象場所	面積 (㎡)	現状	生産緑地地区の指定	特定生産緑地への移行
22-1	上鷺宮	上鷺宮四丁目	約3,920	畑	平成4年11月	令和4年11月
22-2	上鷺宮	上鷺宮二丁目	約1,360	畑	平成4年11月	令和4年11月
22-3	上鷺宮	上鷺宮二丁目	約880	畑	平成4年11月	令和4年11月
22-4	鷺宮	鷺宮六丁目	約550	畑	平成4年11月	令和4年11月
22-5	大和町	大和町四丁目	約3,100	畑	平成4年11月	令和4年11月
23-1	上鷺宮	上鷺宮五丁目	約1,190	畑	平成5年10月	令和5年10月
			計6地区 (約1.1ha)			

※上記以外の生産緑地は、30年の期限が到来していない地区である。今後、期限到来時に区は農地所有者の同意を受け特定生産緑地の指定等に向けた手続きを行う。

4 指定した特定生産緑地の位置図

裏面のとおり



特定生産緑地指定箇所